

意見提出者	個人
1. 項目	法務省で計画されている「ウイルス作成罪」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①作成すると処罰されるという、「ウイルス」の定義が明らかでない。自分が作ったプログラムが違法かどうか判断が難しいとなると、新開発への大きな委縮がおこる。</p> <p>②プログラムは未知の部分もあり、新機種との関係上、実際に世間的に作動してはじめてでてくる「ミス」というものもある。 このような「過失」まで広く処罰されるとなると、新しいプログラム等新技術が生まれにくくなってしまう。</p> <p>③この「ウイルス作成罪」にからみ、ウイルスの頒布罪も予定されているようだが、PCウイルスというのは、ネットを利用していたところ知らずに感染し、他人にも感染させてしまうという、「過失の連鎖」のパターンがほとんど。このような場合まで処罰されるとなると、とても恐ろしくて国民はネット利用ができなくなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「ウイルス定義」等、詰めが甘いようだが、この「ウイルス作成罪」についての法務省の政策担当チームは、どうも、PCやネット等に関する知識自体があまりないように思われる。PCやネット、プログラムに詳しい技術者の話をもっと聞くべきである。</p> <p>また、現行の刑法でも対処できない話ではない。</p>